

○上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター運営委員会規程

(平成16年4月1日規程第19号)

最終改正 令和5年3月23日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター規則（平成16年規則第27号。以下「センター規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校教員養成・研修高度化センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項
- (2) センター規則第3条各号に規定する業務の推進に関する事項
- (3) 教学マネジメントに基づく体系的・計画的なカリキュラム編成及び教職指導に関する事項
- (4) 内部質保証に関する事項
- (5) その他学校教員養成・研修高度化センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター規則第5条第1項第2号に規定する部門長
- (3) センター規則第5条第1項第3号に規定する教授又は准教授のうちから学長が指名した者
- (4) 教務委員会委員長
- (5) 教育実習委員会委員長
- (6) 学校実習委員会委員長
- (7) ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- (8) 教育支援高度化専攻のコース長
- (9) 教育実践高度化専攻の各コースのコース長
- (10) 国際交流推進センター長
- (11) 学校実習・ボランティア支援室長
- (12) 教育支援課長
- (13) 学校実習課長
- (14) 研究連携課長
- (15) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第3号及び第15号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第3号及び第15号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第10条 委員会に関する事務は、教育支援課及び研究連携課の協力を得て、学校実習課において処理する。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第4号に規定する委員のうち、第一部、第三部及び第五部から選出された委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則 (平成17年規程第8号 (平成17年3月31日))

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第13号 (平成19年3月22日))

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第4号 (平成20年3月21日))

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 上越教育大学実技教育研究指導センター運営委員会規程 (平成16年規程第23号) は、廃止する。

附 則 (平成22年規程第21号 (平成22年3月30日))

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第5号（平成24年3月14日））

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第4号（平成27年3月5日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第14号（平成30年3月23日））

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第42号（平成31年3月22日））

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号（令和3年11月24日））

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

附 則（令和5年規程第14号（令和5年3月23日））

この規程は、令和5年4月1日から施行する。